

船橋市社会福祉協議会居住支援サービス運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、社会福祉法第109条において、地域福祉を推進するための中核となるべき団体として位置づけられている、社会福祉法人船橋市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に対し、安定した事業運営体制を確立し、もって住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的に、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、居住支援サービスの運営費の一部を補助金として交付する。

(補助事業、対象経費及び補助金額)

第2条 第1条に規定する補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）、対象経費、及び補助金額は次のとおりとする。

補助事業	対象経費	補助金額
同行支援サービス、家賃預かり・支払い代行サービス、入退院時支援サービス、死後事務サービスなど居住支援に係る事業	旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、備品費、印刷製本費、賃借料、手数料、保険料、委託費、車両費、租税公課、諸謝金、雑費、光熱水費	予算の範囲内で市長が認めた額

(交付申請)

第3条 市社協は、補助事業に対する補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（規則第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要があると認める書類

(交付決定の通知)

第4条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、補助金等交付決定通知書（規則第2号様式）により市社協に通知する。

(実績報告)

第5条 市社協は、補助事業が完了したときは、補助事業等実績報告書（規則

第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要があると認める書類
(交付額確定の通知)

第6条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、補助金等確定通知書(規則第6号様式)により市社協に通知する。

(交付の請求)

第7条 市社協は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(規則第7号様式)に補助金等確定通知書の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

- 2 市社協は、補助金の交付について事業完了前に請求をしようとするときは、前項の規定を準用する。この場合は、前項中「補助金等確定通知書の写し」とあるのは「補助金等交付決定通知書の写し」と読み替えるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。